XII 福祉指導課

福祉指導課は、社会福祉法人の指導監督や障害者自立支援指導の業務を行っています。

なお、社会福祉法人の業務(項目番号 $1\sim2$)については、社会福祉法等の一部を改正する 法律の施行に伴い、平成 28 年4月1日より都道府県に事務・権限が移譲され、都道府県が行 うこととなりました。

また、障害福祉の業務(項目番号3)については、平成28年4月1日より当局健康福祉課 にて業務を行うことになりました。

これにより、福祉指導課は平成28年3月31日をもって廃止となりました。

社会福祉法人

1 社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等

(1) 概要

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき設立された法人であり、所轄庁(国・都道府県・市)の認可を受けて設立されます。所轄庁は設立認可のほか定款変更等の認可、各種届出の受理等を行います。

東北厚生局では、管内に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域 にわたる事業を行う法人を所管し、認可及び監督を行います。

(2) 実績(平成23年度~平成27年度)

	平成23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
定款変更等認可	12 件	16件	7件	19 件	29 件
現況報告書受理	15 件	17 件	19 件	19 件	23 件

(3) 東北厚生局所管社会福祉法人数(平成28年3月31日現在) 25 法人

2 社会福祉法人の指導監査

(1) 概要

社会福祉法人における適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保 を図ることを目的として、東北厚生局所管の社会福祉法人を対象に法人運営、事業運営につい ての指導監査を行います。

(2) 実績(平成23年度~平成27年度)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
指導監査法人数	1法人	4法人	8法人	5法人	8法人

障害福祉

3 障害者自立支援指導

(1) 概要

障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、管内の自治体等に対して、県が 行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査事務等に関する指導助言を行うとと もに、県の指導状況を確認するため市町村において実地検証を行います。

東北厚生局においては、所管する6県を対象として、実地指導を行っています。

(2) 実績(平成23年度~平成27年度)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実地指導 (県)	0	0	1	3	2
実地検証(市)	0	0	1	3	2